

飯豊町航空レーザ計測等森林経営管理制度促進業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、本町が実施する「飯豊町航空レーザ計測等森林経営管理制度促進業務委託」を委託するにあたり、飯豊町航空レーザ計測等森林経営管理制度促進業務委託仕様書に基づいて事業者から広く企画提案を募り、本業務に対する意欲、資質及び技術的能力等総合的に優れた者を選定し、その者に本業務を委託することを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

飯豊町航空レーザ計測等森林経営管理制度促進業務委託

(2) 委託業務内容

飯豊町航空レーザ計測等森林経営管理制度促進業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 提案見積限度額

上限額 40,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（内訳）

令和 3 年度 8,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 4 年度 8,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 5 年度 8,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 6 年度 8,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 7 年度 8,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※ この上限額を超えてはならないものとする。また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

3 受託者の選定

公募により提出された提案書を、飯豊町航空レーザ計測等森林経営管理制度促進業務委託プロポーザル審査委員会にて審査し、受託候補者を選定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始

の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条、または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、参加表明書支配人その他使用人または入札代理人として使用している者でないこと。
- (5) 参加表明書提出時点において、飯豊町財務規則第 110 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿の測量・建設コンサルタントに登録された山形県内に営業所を有する者であること。
- (6) 飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な保護および管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) プライバシーマークの認定及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している者であること。
- (10) 過去 3 年以内に東北管内の市町村が発注した森林経営管理制度の促進を目的とする航空レーザ計測及び森林資源解析を完了した同種業務実績を有すること。
- (11) 参加表明書提出時点において以下の技術者を配置できるものであること。
  - ア) 管理技術者
    - ・測量士及び森林情報士の資格を有する者
  - イ) 照査技術者
    - ・技術士（森林部門－林業）の資格を有する者
  - ウ) 担当技術者
    - ・測量士の資格を有する山形県内常駐者
    - ・空間情報総括監理技術者の資格を有する者

## 5 募集方法

本町ホームページに掲載することにより募集する。

## 6 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記参加表明書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 会社概要書（様式第 2 号）

※プライバシーマーク及び ISMS の資格認証書類の写しを添付すること。

ウ 同種業務実績書（様式第 3 号）

エ 業務実施体制書（様式第 4 号）

オ 配置予定技術者の経歴及び業務実績調書（様式第 5 号）

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期限

令和 3 年 7 月 28 日(水) 午後 5 時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

(5) 提出先

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地

飯豊町 農林振興課 農林整備室

(6) 参加資格審査結果は、令和 3 年 7 月 29 日(木)に書面を発送し通知する。

## 7 企画提案書の提出

提案資格確認結果通知により提案資格を有すると認められたものが提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

1. 企業情報・業務実績

2. 基本方針

3. 運営体制

4. 実施スケジュール

5. 安全管理

6. 提案（特定テーマ）

7. 提案見積に関する事項

8. その他アピールポイント

イ 企画提案書の作成型態

(ア) 企画提案書は、日本工業規格 A4 で作成すること。A3 判を使用する場合は、折込挿入してもよい。

(イ) 企画提案書には表紙（正本用、副本用（任意様式））を付け目次及び各ページに番号を記入すること。

(ウ) 提案見積金額は、本業務委託全体の 5 年間に要する費用を積算して算出すること。提案見積書は、消費税及び地方消費税を除いた額で記載し、積算内訳書を添付すること。

(2) 特定テーマ

本町が持続可能な森林整備を推進するにあたり抱えている課題を提案し、森林

航空レーザ計測及び森林資源解析業務を受託する意欲及び森林施業の向上に向けた取り組みについて、貴社の考えを記載すること。

(3) 留意事項

ア 企画提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

イ 本町が追加資料の提出依頼を行った場合は速やかに提出すること。

(4) プロポーザルの途中辞退

参加資格者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 企画提案書についての質問及び回答

質問及び回答は次のとおりとする。

ア 形式

質問（回答）シート（様式第6号）を定型とする。

イ 期限

（ア）質問：令和3年7月26日（月）正午必着

（イ）回答：令和3年7月27日（火）

ウ 宛先

F A X : 0238-72-3827

飯豊町農林振興課農林整備室

エ 方法

（ア）FAXのみとする。

（イ）回答は、各社への個別回答のほか、全ての質問（回答）について業者名を伏せた一覧形式にして全ての参加資格者へ回答する。

(6) 提出部数

正本1部、副本3部（副本はコピー可）

ただし、提案見積書及び積算内訳書は1部とし、企画提案書とは別に提出すること。電子記憶媒体による提出は認めない。

(7) 提出期限

令和3年8月4日（水）午後5時まで

(8) 提出方法

持参又は郵送によること。

(9) 提出先

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地

飯豊町 農林振興課 農林整備室

## 8 選定方法

提案書審査及びヒアリング審査に基づき、飯豊町航空レーザ計測等森林経営管理制度促進業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を行い、評価結果の順位が最も高いものを受託者として特定する。

(1) 書類審査

参加者から提出のあった企画提案書等について、審査員による書類審査を行う。

(2) ヒアリング

書類審査に加え、ヒアリング審査の内容に応じて、各審査員の自己集計をもとに、得点が上位の者を受託候補者として選定する。得点数が同点の者が複数いた場合は、見積額がより廉価であった事業者を受託候補者とし、さらに見積額が同額であった場合は、委員会の投票で決定する。なお、応募者が1者の場合もヒアリングを実施するが、選定については、委員会で決定するものとする。

(ア) 日程及び実施場所

令和3年8月5日(木)から令和3年8月12日(木)予定  
飯豊町役場 会議室は別途通知する。

(イ) 出席者

出席者数は4名以内とし、プレゼンテーションを行うこと。

(ウ) 説明及び時間

説明は、技術提案書に記載した内容に限り、追加の説明資料等は認めない。時間は、一提案者当たり60分以内とし、説明40分以内、質疑応答20分以内とする。

(エ) 事務局準備物品

ホワイトボード、スクリーン及びプロジェクターは事務局で準備する。ただし、その他プレゼンテーションに必要な物品は提案者が準備すること。

(オ) その他

- a プレゼンテーションの順番は、プロポーザル選定委員会において抽選により決定する。
- b プレゼンテーションは非公開で実施する。ただし、事務局職員については例外とする。
- c プレゼンテーション及び質疑応答は記録する。

(3) 審査基準

飯豊町航空レーザ計測等森林経営管理制度促進業務委託事業者選定委員会要領による。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、8月17日(火)に本町ホームページ上で公表するとともに、提案者に対して書面により結果を通知する。

(5) 非特定理由の説明について

受領した審査結果の理由について、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により説明を求めることができる。

ア 提出様式：A4縦型（自由記載）

イ 提出場所：「事務局」まで

ウ 提出方法：持参又は郵送による

## 9 契約の締結

### (1) 契約形態

審査の結果、特定された事業者と業務内容について協議を行い、必要な仕様並びに契約条項を作成し随意契約を締結するものとする。

なお、特定者との協議が整わない場合は、次点者との協議を行うことができる。

### (2) 契約金額

提案限度額に記載された金額を上限とする。

### (3) 支払条件

本町の検収に合格することを条件とし、支払時期については契約協議において定め、請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

## 10 業務実施上の条件

### (1) 再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、発注者と協議し、予め書面により承諾を得た場合には、再委託できるものとする。

### (2) 賠償保険への加入

事故等の損害の賠償に備え、委託業務における賠償責任保険に加入しなければならない。

## 11 失格事項

企画提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。また、指名停止等の措置を講じる場合もある。

- (1) 本要領の規定に違反すること。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載すること。
- (3) 選定委員並びに職員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (4) 他の企画提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

## 12 その他の事項

- (1) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る経費は、提出者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の評価の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) プロポーザルの結果、特定された者を公表する。また、提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び提案書の差し替え、及び再提出は認め

ない。

(6) その他

- ア 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合は、参加資格者になることはできない。
- イ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者に対して、指名停止措置を行なうことがある。
- ウ 契約の相手方として特定されるまでは参加辞退ができる。また、参加辞退を理由として以後の指名等において不利益な扱いを受けることがない。
- エ 提出された参加表明書及び特定した企画提案書は返却しない。
- オ 提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく無断で公表・使用することはできない。

13 スケジュール（予定）

令和3年	7月19日(月)	提案募集開始
	7月26日(月)	質問期限（正午まで）
	7月27日(火)	質問回答
	7月28日(水)	参加表明書提出期限（午後5時まで）
	7月29日(水)	提案資格確認結果通知
	8月4日(水)	企画提案書提出期限（午後5時まで）
	8月5日(木)	書類審査・ヒアリング審査
	～	※この期間のいずれかで実施
	8月12日(木)	
	8月17日(火)	審査結果通知発送
	8月18日(水)	契約協議開始
	8月31日(火)	契約締結・業務委託開始

14 本件に関する問い合わせ先

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地  
飯豊町 農林振興課 農林整備室 担当：井上  
電話 0238-87-0526（直通）  
FAX 0238-72-3827（直通）  
メールアドレス i-nourin@town.iide.yamagata.jp